

長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第52号

長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会規則の一部を改正する規則

長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会規則（平成25年長浜市規則第73号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長浜市要保護児童並びにDV被害者及び困難女性支援対策地域協議会規則

第1条中「長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会」を「長浜市要保護児童並びにDV被害者及び困難女性支援対策地域協議会」に改める。

第2条第4号中「。以下「DV法」という。」を削り、同条第5号中「又はDV被害者」を「、DV被害者又は困難女性」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 困難女性 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。

第11条第3号中「防止」の次に「並びに困難女性の支援」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会規則の規定により委嘱されている長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会の委員（以下「旧協議会委員」という。）は、この規則の施行の日において、改正後の長浜市要保護児童並びにDV被害者及び困難女性支援対策地域協議会規則の規定により委嘱された長浜市要保護児童並びにDV被害者及び困難女性支援対策地域協議会の委員とみなす。この場合において、委嘱されたとみなされる者の任期は、旧協議会委員としての任期の残任期間とする。